

諮問番号：令和2年諮問第2号

答申番号：令和2年答申第6号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関して、転居先の住居（以下「現住居」という。）の令和元年8月分及び9月分の賃料を支給してもらえないことに不満がある等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成18年5月23日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 令和元年8月16日、処分庁は、審査請求人が自身の名義の住居（持家。以下「元住居」という。）を売却の上、令和元年8月22日に現住居に転居する予定であると聞いた。
- 3 令和元年9月2日、処分庁は、現住居を訪問し、次の事実を確認した。
 - (1) 審査請求人と○（以下「本件不動産業者」という。）との間で締結された覚書（以下「本件覚書」という。）において、引越費用として○円（以下「本件引越費用」という。）を元住居の引渡前であっても審査請求人に対し支払うと確認されたこと。
 - (2) 現住居の賃料が、令和元年8月19日付けの払込金明細書及び必要書類において令和元年8月分は○円、同年9月分は○円であること。
 - (3) 審査請求人から債務整理を依頼された弁護士（以下「本件弁護士」という。）が、通帳等を保管していること。
- 4 令和元年9月6日、処分庁は、令和元年10月1日付けで月額○円の家賃等を認定した。
- 5 令和元年9月13日、審査請求人は、処分庁に対し、令和元年8月分及び同年9月分の現住居の賃料（以下「本件賃料」という。）に相当する額の住宅扶助の支給を求める保護変更申請を行った。
- 6 令和元年9月18日、処分庁は、本件弁護士に本件引越費用が本件賃料に充てられた

ことを架電にて確認した。

7 処分庁は、令和元年9月25日付けで、本件処分を行った。

8 令和元年11月8日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、担当ケースワーカーが本件賃料に相当する額について、当初支給されると言っていたにもかかわらず、支給されないと言ったことに不満があるため、本件賃料に相当する額の住宅扶助の支給等を主張して、本件処分の取消し求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)のアにおいて、「家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合（略）に認定すること。」とされているところ、本件賃料については、本件引越費用から全額が充てられたことを確認したことから、「家賃、間代等を必要とする場合」に該当しない。

(2) 審査請求人に、被保護者の住居に係る家賃等が住宅扶助の対象となるなど、生活保護制度の一般的な説明を行ったことに対して、審査請求人が誤認したものと整理している。

第5 法令の規定等について

1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、保護は、要保護者の需要のうち、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

2 法第11条第1項第3号において、保護の種類の一つとして住宅扶助が規定されている。その内容は、法第14条において、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定され、同条第1号に「住居」が、同条第2号に「補修その他住宅の維持のために必要なもの」が掲げられている。

3 家賃等に係る費用については、局長通知第7の4の(1)のアにおいて、「家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合（略）に認定すること。」とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件覚書によると、審査請求人が元住居を引き渡す前に、本件不動産業者から、審査請求人に対し、本件引越費用が支払われることになっていたところ、令和元年9月18日に、処分庁は、本件弁護士に、架電にて、本件引越費用から本件賃料が支払われたことを確認しており、本件賃料に係る需要は既に住宅扶助以外の方法で賄われていることから、「家賃、間代等を必要とする場合」に該当しない。

イ 局長通知第7の4の(1)のアにより、一般的には、被保護者の住居に係る家賃等が住宅扶助の対象となるものの、本件賃料においては、本件引越費用から既に支払われているため、保護の補足性を規定した法第4条第1項及び第8条第1項の規定に照らしても、本件賃料は住宅扶助の対象とならないと解さざるを得ない。

ウ 以上により、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年2月28日 審査庁が審査会に諮問

令和2年3月16日 審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）

令和2年3月23日 第1回調査審議（第2部会）

令和2年6月9日 第2回調査審議（第2部会）

令和2年7月14日 第3回調査審議（第2部会）

令和2年7月20日 答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 法第4条第1項においては「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、法第8条第1項においては「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定され、保護の

補足性が定められている。

- 2 局長通知第7の4の(1)のアにおいては、住宅扶助費として認定することができる場合を「家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家もしくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住所の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と規定している。
- 3 審査請求人が引っ越しの予定を処分庁に申し出た当初以降のいずれかで処分庁から本件賃料が支給される旨言われたという審査請求人の主張については、詳細が明らかではないものの、処分庁が、一般的に新住居の賃料が住宅扶助費の支給対象であることは説明していたとしても、仮に自宅不動産を保有していた審査請求人のようなケースにおいて自宅売却代金から新住居の賃料が一部賄えた場合であってもなお上記補足性にかかわらず審査請求人に住宅扶助費として支給する旨説明したものと考えるべきである。

本件においては、審査会が実施した行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定による調査により、令和元年8月20日付けの預り証並びに領収証から、本件賃料が既に審査請求人に支払われ、本件賃料に係る需要は既に賄われていたことが認められる。この点、処分庁は保護の補足性に照らして「家賃、間代等を必要とする場合」に該当しないものと判断し、本件処分を行ったものと認められる。

- 4 以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- 5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳